

北九州市監査公表第7号

令和元年8月9日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 井上 勲、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治、同 福島 司（平成31年3月13日辞任）、同 河田 圭一郎（平成31年3月14日就任）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局、交通局及び区役所まちづくり整備課の平成29年度及び平成30年度（平成30年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成30年11月9日から令和元年5月16日まで

4 監査の結果

(1) 建設局及び区役所まちづくり整備課

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 財産管理

(ア) 法定外道路の目的外使用許可について

(小倉北区役所まちづくり整備課)

法定外道路の目的外使用許可について、平成29年度、平成30年度ともに4月1日からの年度更新分全件について、8月以降に使用許可に係る決裁を行い、使用許可書及び納入通知書を送付していた。そのため、年度開始後相当の期間が経過してから使用料が納入されていた。

市法定外道路管理要綱では、使用料の算定方法及び徴収方法は、市道の占用料の例によるとされており、市道路占用料徴収条例では、占用料は占用の期間が1年以下のものについては、許可をし、又は同意した際全額を徴収するとされている。更新分については、年度当初の更新時期にあわせて使用許可及び使用料の徴収を行うべきである。

適正な事務処理をされたい。

(2) 交通局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。